

平成24年11月28日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

3番	鈴木みどり	4番	那須英二
----	-------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開発部長	石川敏彦
教育部長	山田英夫	総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹
総務部次長兼 財政課長	佐藤勝義	民生部次長兼 健康推進課長	服部誠
民生部次長兼 介護高齢課長	佐野隆	開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳
開発部次長兼 土木課長	三輪真士	会計管理者兼 会計課長	渡辺安彦
教育部次長兼 学校教育課長	服部忠昭	監査委員 長	松川保博
秘書企画課長	山口精宏	防災安全課長	伊藤久幸
税務課長	伊藤好彦	収納課長	山守修
市民課長兼 鍋田支所長	加藤恵美子	十四山支所長	平野進
保険年金課長	平野宗治	環境課長	鈴木浩二

福祉課長	前野幸代	総合福祉センター 所長	佐野隆
児童課長	渡辺秀樹	農政課長	半田安利
都市計画課長	竹川彰	下水道課長	橋村正則
生涯学習課長	八木春美	十四山スポーツ センター館長	花井明弘
図書館長	奥田和彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤邦夫	書記	佐野智雄
書記	岩田繁樹		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4 同意第5号	監査委員の選任について
日程第5 諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第6 諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第7 承認第1号	専決処分の承認について
日程第8 議案第49号	平成24年度弥富市一般会計補正予算(第5号)
日程第9 議案第50号	弥富市暴力団排除条例の一部改正について
日程第10 議案第51号	弥富市防災会議条例及び弥富市災害対策本部条例の一部改正について
日程第11 議案第52号	弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第12 議案第53号	弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
日程第13 議案第54号	弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
日程第14 議案第55号	平成24年度弥富市一般会計補正予算(第6号)
日程第15 議案第56号	平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第16 議案第57号	平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第17 議案第58号	平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

~~~~~  
午前10時10分 開会

議長（佐藤高清君） ただいまより平成24年第4回弥富市議会定例会を開会いたします。  
これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。  
会議規則第81条の規定により、鈴木みどり議員と那須英二議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 会期の決定

議長（佐藤高清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
第4回弥富市議会定例会の会期を本日から12月20日までの23日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から12月20日まで、23日間と決定しました。

~~~~~  
日程第3 諸般の報告

議長（佐藤高清君） 日程第3、諸般の報告をします。  
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。  
以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~  
日程第4 同意第3号 監査委員の選任について

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第6 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（佐藤高清君） この際、日程第4、同意第5号から日程第6、諮問第3号まで、以上3件を一括議題とします。

服部市長に提案理由及び推薦理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

平成24年第4回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、同意1件、諮問2件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第5号監査委員の選任につきましては、片岡明氏が平成24年12月19日任期満了のため、その後任者として、弥富市綱浦町上六181番地1、片岡明氏を引き続き選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、大谷美成子氏が平成25年3月31日任期満了のため、その後任者として、弥富市四郎兵衛一丁目97番地、大谷美成子氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現在7名の弥富市の人権擁護委員定数が1名増員されることとなり、名古屋法務局長から推薦の依頼がありました。ついでには、弥富市平島中二丁目29番地2、水谷正照氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） これより同意第5号の質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

次に、諮問第2号の質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、お諮りします。

本案は市長の推薦のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高君） 異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦のとおり決しました。

次に、諮問第3号の質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 人権擁護委員候補者の推薦問題について、市長に質問をしたいと思っております。

議会構成も本年3月をもって新しくなりましたし、特に新人の議員の方が半数近くとなり、また、新たに弥富市議会基本条例も制定されたことであり、基本条例の本旨を尊重した議会運営をすることが最も重要なことであると思うのであります。人事案件の同意議案についても、当然二元代表制として議会としても十分な審議の上、責任がある同意議決をすることが重要であると考えてるのであります。

これは以前のことでありますけれども、弥富町議会において、教育長人事案件について、ただ住所は弥富町中六となっており、経歴書では他県での教職履歴があるのみで、当時町長は立派な人物との答弁のみで、その人物像について議会は誰一人知り得ることのない中で提案、即採決ということがございました。

私は質問をいたしましたけれども、人物・実績等のような方かわからないため、私は採決では退席をしましたが、採決は行われて、賛成多数で教育長が誕生したことがあります。

後に、四日市からの通勤であるということも判明し、弥富町の実情や、とりわけ町内小・中学校の現状に対する認識も理解されていないため、新聞紙上の話題ともなり、市長交代後、任期途中で退職となったことがあります。その教育長が退職後、四日市において、御子息が近鉄電車との衝突事故を起こしたというようなことも、新聞に、あるいはテレビで放映された、こういうことがあります。

このような経験からしても、その役職に対する適応性を初め、人物や経歴だけでなく、行動、行為等についても十分理解をした上で、責任を持って推薦同意をしていくことが議会としての使命であり、議会基本条例における二元代表制の本旨でもあります。市長から提案があったというだけで、十分な審議もなく安易に賛同するということであっては、議会基本条例の本旨からしても、議会の使命、議員の資質が問われることになりかねないと思うのであります。

したがって、新たに基本条例も制定されたことであり、新しい議員の方も大変多いわけですので、同意議案のあり方を含めて、参考に議論をすることが重要であると思っております。

ので、服部市長に質問をいたします。

ただいま人権擁護委員の同意提案がありました。まず、人権擁護委員法第6条第3項の規定とはどのような内容か。また、人権擁護委員とは、法務省における位置づけ、使命、活動内容等の概要について、わかれば説明をしていただきたいと思います。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員のほうから、人権擁護委員候補者の推薦についての御質問でございます。

御承知のように、現在弥富市の人権擁護委員は各小学校区に1名ずつ配置されており、現在は7名でございます。そして、来年4月、開校の日を日の出小学校が迎えるわけですが、その小学校区に新たに配置するための議会の意見をお聞きするために、今回提案を提出させていただいたという状況でございます。

市議会の御意見をいただき、市教の推薦書並びに推薦理由書等を沿えて、名古屋法務省津島支局を經由し名古屋法務局に提出いたします。名古屋法務局では、弁護士会や人権擁護委員会連合会の意見をお聞きして、法務省に提出されることになっております。そういうようなルールというものがあられるわけでございます。

また、今回、私どもが人事案件として、この人権擁護委員会の候補者という形の中で推薦をさせていただいたのは、先回の全員協議会の中でも、1週間前で日程的に理解する上で短いのではないかとというようなことが御意見としてありましたけれども、私どもとしては、弥富市議会が平成18年に市議会として設立されたときに、この人事案件につきましては1週間前に私どもから提案を申し上げ、初日議決を一つのルールにしていこうという形のもとに、今回もそのようにさせていただいたところでございます。

そういった形の中で、今回の人権擁護委員の仕事の内容につきましては、地域の皆さんから人権相談を受け、そして問題解決のお手伝いをさせていただいたり、法務局の職員と協力して人権侵害に対する被害者の救済をしたり、地域の皆様の人権について関心を持っていただく、そういう啓発活動を行っていただく方でございます。

そういった形の中で、私どもとしては、今回、平島にお住まいの水谷さんを推薦させていただいたわけでございます。水谷さんは、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じておられ、人権擁護委員について理解のある方と、私どもとしては確信をしているところでございます。

今までの過去の例におきましても、社会の事業家であるとか、特に教育者を中心として、私どもは候補者を推薦させていただいているところでございます。このところにつきまして、十分御趣旨を御理解いただき、皆さんの御承認を賜りたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 人権擁護委員の使命ということについては、おおむね今市長が申されたことの中にあるわけでありまして。多少私と解釈の違うのは、先ほど提案のときに、法務省のほうから提出するよということであったということですが、弥富の場合には人口4万から6万でありますから、9名までが法務大臣は任命をすることができるということになっておると聞いております。

そこで、法務省からの推薦要項というのは、どのような方が適任者であると示しておるかということが、まず第1番に考えられるわけでありまして。そして、法務省に対しての推薦の提出期日はどのようになっているのか。また、法務大臣の任命はいつ行われるのか。いつから任務につくのか。日程的条件等についてわかっておればお知らせをいただきたい、こういうふうに思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほども御質問の中で答弁をさせていただいておるわけですが、今回の新たな候補者につきましては、来年の4月1日から法務大臣の委嘱をいただき、仕事についていただくわけでございます。

そうした形の中では、過去の慣例に従いまして、一定の手續を得るためには3カ月有余要るだろうという形で考えているところでございます。

そういった形の中で、先ほども言いましたように、若干の余裕はありますけれども、初日に議決をいただき、御承認をいただいて、私どもとしてはその手續をとっていきたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 私も法務局へ行って、支局長と直接会って、いろいろなことを伺ってまいりました。

推薦は1年前からできるということでありまして。それから、任命されるのは4月ということとで限定されておるわけではなくて、4月、7月、10月、1月と4回あるわけでありまして。そこで、どこで任命をいただくかということは、これは推薦をする弥富が決めるわけでありまして、今回の場合には、とりあえず4月から日の出小学校が開校するから、学区一人ずつという決め方の中でやられたようであります。

今、学区1名というのは弥富のルールと聞いております。別に弥富のルールでなくてもやれるようになっておるといこともございます。そして、法務大臣のところへ提出するのは、約3カ月ぐらい前に、市長から話がありましたように、弁護士会等が審査をして法務大臣のところへ提出ということになれば、この12月議会いっぱいでも間に合うわけでありまして。何もきょう提案して、きょう決めなくても、12月末までで十分間に合うということの確認を私

はとってまいりました。

しかし、今、慣例で1週間前の進捗状況の報告のときに名前を公表して、きょう決めるということではありますが、私はその点について、基本条例もできたことでもありますので、もう少し1週間前にきちっと、この人権擁護委員との使命とか、あるいは今言った推薦の方法とか、人物像とか、こういうことが1週間前に議論がされておれば、きょう私は提案をされて、採決をしてもいいと思っております。

ところがそういうようなことはされずに、ただ名前と、そして、ここの議案に出ておる過去の経歴等が出されただけで、どのような活動をされた人か、そういうようなこともない中で、きょう提案をして、きょう採決と、こういうことになったわけでありまして、私はその点について極めて遺憾だと思っております。

ですから、もう少し慎重に審議をしていって、再任という場合には別としても、やっぱり新しくなる場合にはそういうことも必要ではないかと、こういうようなことを提案してきましたけれども、皆さん方の多数がきょうでいいということでもありますから、私はこの推薦された水谷さんについては、弥富の市議会の中で何人の方が全てを理解しておられるか、これに疑義を思うわけであります。

そういう点で、私はもう1点お尋ねをしたいと思っておりますのは、そういう日程的なことは私が調べてまいりましたので、これはむしろ私のほうが確実だと思っております。

12月の最終議会で何か反対をされたら、否決をされたら困るということのようではありますが、確かに4月ということ限定すれば、そういうことになるかと思っておりますが、また疑義があるような、そういう人物を例えば推薦候補に上げられるということについても、これは問題があると私は思うんです。その点については市長はどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員から、人権擁護委員の候補者につきましての御意見をいただいております。真摯に受けとめ、今後の参考にするところは参考にしていきたいというふうに思っております。

最初に私のほうから申し上げましたとおり、平成18年の市議会の、これは拘束力があるないということはあるでしょうけれども、そのときに決められたルールといたしましては、1週間前に諮り、初日に議決をいただくというようなことで従来からやってまいりました。

今回、新たな人権擁護候補者でございますけれども、これは3年の任期でございます、3年前も同じようなことが、もし佐藤議員の御意見でしたら、そのときも、そういう形の中で諮っていただくべきだろうというふうにも思っているわけでございます、今回新たにどうしてというようなことがあるわけでございます。

また、日程的には3カ月ちょっとでございますけれども、少し余裕をいただきたいという形で思っております。市民の皆様、いわばボランティア的な活動という形の中でお仕事をさせていただくわけでございますので、全員一致の御承認をいただきたいというのが私の趣旨でございます、お願いでございます。そうしたことから、やもや否決をされたというようなことにつきましては考えておりませんので、御答弁させていただきます。よろしく願いいたします。

議長（佐藤高君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） そうというような考えであるならば、むしろ議会としてももう少し、いろいろの人権擁護委員の使命とか、そういうようなことも詳しく議論をしながら、そしてまた人物像、例えばどういう人が適任者であるのか、こういうこともきちっと議論をして決めていくことが、私は理想的だと思うんです。

私も、できればこういうような人事案件については、満場の賛成を得て進めるというのが基本だと思っております。ですから、私は以前にも申し上げたように、今るる申し上げましたように、反対なり、退席をしなきゃならんような人選方法はいかなものかと、こういうように思っております。

かつて、固定資産評価審査委員を市長のほうから提案されたのも、私は、これは不適切だということで反対をしました。ということは、こういう議会が同意議案に賛成するのは、いろいろの面で行動の中立性、あるいは経歴の中において、みんなが賛成できるような行動がされておるかどうかと、こういうことが大事だと思うんです。

そこで私は、適任者の要件について言うならば、人物、経歴はもちろんのこと、特に人権擁護委員という職務上、思想的な問題だとか、政党所属を初め、政治行為、選挙活動等について中立性、公平性がある人が望ましいと私は思うのであります。その点については、以前にも私は申し上げたとおりであります。市長はあえて今回もそういうようなことを、私どもとしては疑義に感じておる人を推薦してきたというのは、どういう意図からかということが、私は尋ねたいのであります。以上です。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

今回こういう形の中で、私どもとしては候補者として推薦をさせていただいておるわけですが、議会の中で、先ほどの議会運営委員会の中でもお話があったわけですが、議会の中でもしっかりと御議論をいただくということも、私は必要な場合があるかなあというふうにも思っております。しかし、私どもとしても佐藤議員の御意見を真摯に受けとめ、今後の大いなる参考にしていきたいというふうに思っております。

また、人物像という形につきましては、最初にもお話ししましたように、現在は子育て支

援センターという形の中で、子供さんに対するさまざまなかわりをしていただいている。あるいは、今までは教育者という形の中で、学校教育の中でのことについてもたけてみえる、教育行政にもたけてみえるというような状況の中で、日の出小学校の開校に基づく、いわゆる適任な候補者であるというふうに私どもとしては思っておるわけでございます。

十分お考えをいただき、御承認を賜りたいというふうに思っております。

そして、最初にも申し上げましたように、ボランティア的な活動をしていただくわけでございますので、議会全員の皆様の御承認をいただきたいというふうに思っておるところでございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 今、るる述べてきましたが、私ども議会としても、議員はお互いに選挙というものをもって身を立てております。市長も同様であります。そうした中で、選挙活動とか、特に政治行為とか、中立性を保つ意味からも、こういうことをされた方を推薦するについては、やっぱり議員としては賛否両論が出てくると、こういうことを市長は考えられないかどうか、市長に尋ねます。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） その候補者が政治的な活動をしていたんじゃないかというふうにおっしゃるわけでございますが、私は、確かに県議会議員の後援会の会長をされたということは十分承知をしているところでございます。

しかしながら、直接的に政治にかかわっていただいているということではないというふうに思っております。それもまた、去年の段階でもう既におやめになっているというようなこともあるわけでございます。

ある意味では、これが正しい判断かどうかわかりませんが、政治にかかわるということの中においては、間接的なかわり合いの中においても、人の心ということは、政治にかかわる人については十分持ち合わせていただいているだろうというふうにも思うわけでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 私が調査したところによりますと、この本年の5月8日に、今の県会議員、特に自民党公認候補者として選挙を戦った安藤正明氏の後援会長を、ことしの5月8日に退任されたということです。まだ半年前です。

恐らく、私はこういうようなことを考えていくと、服部市長とこの推薦候補者であります水谷さんとの出会いは、どこから始まったかということに疑義も感じずにはおられないのであります。ということは、まだことしの5月8日にその後援会長はやめられたと。しかも、これは候補者自身も政党名がきちっとしておるわけです。そして去年の秋ごろに、すなわ

ち1年前に、服部市長の後援会において、この水谷氏は安藤正明後援会長として、来賓として祝辞も述べておられます。

このときの祝辞の内容については、ある人が私のところへ、こういうことを述べたということで、テープを私のところへ持ってこられました。聞きました。一部議員という言い方ではありましたけれども、一部の議員の批判的な内容の言葉が述べられております。

まさにこれは、私ども議会に対する侮辱でもあります。そういうような方であったがために、当時公開質問状を出したらどうだという人もありましたけれども、私はよもや人権擁護委員に推薦されるとは思っておりませんでしたから、聞き流しておいたわけであります。

そういう方を、今の市長が推薦候補者として選任同意を求められるということについては、私はいささか中立性に欠けておるのではないかと。例えば国会等であれば、これは明確な与野党という形でこういうようなことが行われるでしょうけれども、弥富市議会においては、これはみんな二代表制であって、市民の信頼を得て出てきておるものでありますから、そういう批判的な言葉が、一部議員という言い方ではあったけれども、いささか私は疑義を感じずにはおられません。

そういうことを考えると、まさに今回市長が出されたのは、市長の倫理観、政治的節操、中立性、こういうものを疑わざるを得ない、こういうように私は感ずるわけであります。かといって、私は出された同意議案について反対をするということは避けたいと思っております。だから私は、こういうような今のルールづくり、例えば政治的には中立であるべきであると、あるいはまた、学区単位でこの人権擁護委員を推薦するということであるならば、従来のように、その学区の例えば議員とか、そういう人に、事前にこういう人を推薦したいと思うがどうであろうかということで、事前に調整をされて、そして皆さんの同意を得て、円滑に推薦同意ができるようなことを考えることが、私は市長の議会運営の技術だと思っております。そういう点については市長は考えられたことがあるかないか、尋ねたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

今までの人事案件、あるいはそういった形の中での同意、あるいは信任という形での御推薦をいただくというようなことについて、御協議をいただいておりますけれども、一定のルールづくりをという形でおっしゃるわけでございます。そして、議会の基本条例の中でそのような形をおっしゃるわけでございますので、一度議員の皆さんの中で、そのようなことの御協議をいただければというふうに思っております。

私どもといたしましては、議会のほうからそのような御提案をいただければ、これは真摯に受けとめて、私どもとしてもしっかりと協議をし、そしてお互いがすり合わせるというよ

うなことが必要だというふうに思っております。決して議会を軽視したり、あるいは議員の皆さんの考え方を無視したりというようなことは毛頭考えておりませんので、一定のルールづくりをしていただければ、それについて私どもとしても協議をさせていただくということでございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） そうというような考え方であるならば、私は全員が賛成をして、そして、やはり選ばれた人も、議会全員の賛成を得たというのは誇りになるわけでありますから、これは大事なことだと思うんです。そういうことも考えながら、私はきょうは質問しております。

ですから、議会としてきょう即議決でなくて、そういう円満な、全員同意ができるような形をとるために、議会として今後どのような、例えば適応性というか、適任者はどのような人であるのか、そしてまた、学区選出ということであるならば、学区の議員と、こういう人たちがいる程度事前に賛成をして、むしろ学区から出るということであれば、その学区の議員が賛成討論ができるような仕組みをつくったらどうだというのが、私はきょうまで考えてきたことであります。

だから、あえて、きょうここで採決をするということではなくて、ルールづくりをして、別に水谷氏に反対をするつもりはありません、私は。そういうルールづくりをした上で、みんなが水谷氏の人物像、私は水谷氏の人物はよく知っていますから。議員の中では、水谷氏の人物像、あるいはまた実績、恐らく私が一番よく知っておると思うんです。だから、私は反対するつもりはないけれども、そういうようなことを今後やっていかないと、市長がただ提案したから、みんな何でも賛成していくんだというような、こういう議会の、議員としての使命、責任が果たされないようなやり方は好ましくないと、そういうように思うので、きょうここで同意、採決をするのではなくて、一度そういうルールづくりをやってから、そして、いつでもいいですから、会期中に全員の賛成を得られるように、議長は取り計らいをされることが望ましいんじゃないかと思いますが、議長の見解を求めたいと思います。

議長。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員からの質問であります。

私は議長としての気持ちを伝える前に、暫時休憩をとります。

~~~~~

午前10時45分 休憩

午前10時54分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほど、佐藤博議員のほうから、議長に対する質問ということがありました。

議長といたしまして、佐藤博議員の提案されております諮問に対するあり方について、全員協議会においてルールづくり等を含めた協議をするということをお願いしたい。そういう形で私のほうから報告させていただきまして、佐藤博議員の質疑を再開いたします。

佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 続けます。

今、私がるる申し上げたようなことが、これは真実であり、また今後、議会としてあるべき姿をきちっと明確にすることが非常に重要なことだと思っておるわけであります。

議会として、議会改革協議会の中でこういう問題のルールづくりをきちっとするというところをした上で、私は、この同意議案については同意をするようにしていきたいと、否決をするようなことがあったり、反対をしたり、あるいはまた退席をしたりということは好ましいことではありませんので、そういうような形をきちっとつくることを再度要求をして、質問を終わります。

議長（佐藤高君） ほかに質疑の方、ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高君） 討論なしと認め、お諮りします。

本案は市長の推薦のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高君） 異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦のとおり決しました。

~~~~~

日程第7 承認第1号 専決処分の承認について

議長（佐藤高君） 日程第7、承認第1号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 次に御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、承認1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

承認第1号、専決処分事項につきましては、去る平成24年11月16日に衆議院が解散され、衆議院議員総選挙の日程が平成24年12月16日と決定されましたため、急遽、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費を予算化する必要を生じました。

このため、平成24年11月19日に、本補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したいので、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認を求めるものでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 議案は説明を省略させます。

これより、承認第1号の質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

日程第8 議案第49号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

議長（佐藤高清君） 日程第8、議案第49号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 次に御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第49号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第5号）につきましては、日の出小学校建設工事の設計変更に伴い、歳入歳出それぞれ1,770万円を追加し、歳入歳出予算の総額を154億3,405万5,000円とし、地方債の補正を計上するものであります。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（佐藤高清君） 議案は説明を省略させます。

これより、議案第49号の質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第50号 弥富市暴力団排除条例の一部改正について

日程第10 議案第51号 弥富市防災会議条例及び弥富市災害対策本部条例の一部改正について

日程第11 議案第52号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第53号 弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第54号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第14 議案第55号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

日程第15 議案第56号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第57号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第17 議案第58号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤高清君） この際、日程第9、議案第50号から日程第17、議案第58号まで、以上9件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 次に御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、条例議案5件、予算関係議案4件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第50号弥富市暴力団排除条例の一部改正につきましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第51号弥富市防災会議条例及び弥富市災害対策本部条例の一部改正につきましては、災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第52号弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員について、仕事と育児の両立を図るため、育児休業及び部分休業をすることができるようにする必要があることから、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第53号弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正につきましては、地

方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、条例の一部改正をするものであります。

次に、議案第54号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正につきましては、弥富市立日の出小学校の設置に伴い、所要の規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第55号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれ5,611万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を154億9,017万円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、各款共通で、人件費につきましては、当初予算編成時において配属予定の職員に支給する給料等で積算した額と、実際に配置して職員に支給する給料等の額の差額を補正するものなど、総務費におきまして、コミュニティFM放送開局に伴う初期費用としての補助金908万1,000円、民生費におきましては、補充保育士等の臨時職員賃金1,920万円、臨時保育士派遣委託料315万円、生活保護費国庫負担金過年度分返還金1,953万6,000円、生活保護費県費負担金過年度分返還分259万5,000円、衛生費におきまして、住宅用太陽光発電システム設置費補助金120万円、農林水産業費におきましては、農業振興対策事業補助金720万円、土地改良事業工事請負費450万円、土木費におきまして、土地購入費800万円、教育費におきましては、通学保安帽購入費240万円、体育施設整備工事請負費574万5,000円であります。

これらに対する主な歳入といたしましては、財政調整基金繰入金2,949万5,000円、保育所運営費保護者負担金1,250万円、保育所受託事業収入550万円を増額計上するものであります。

次に、議案第56号平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ6,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億9,372万9,000円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、一般被保険者療養給付費4,000万円、退職被保険者等療養給付費1,200万円であります。これらに対する歳入といたしましては、前期高齢者交付金6000万円を増額計上するものであります。

次に、議案第57号平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険事業勘定において、介護保険事務処理システム改修委託料110万円を増額計上し、歳入歳出予算の総額を23億7,342万4,000円とするものであります。

次に、議案第58号平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人件費の補正を行い、歳入歳出予算の総額を9億9,571万1,000円とするものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 議案は担当部長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

まず、伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議案第50号弥富市暴力団排除条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、弥富市暴力団排除条例の一部を改正する条例の新旧対照表をごらんください。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が改正されたことに伴いまして、条例の一部を改正するもので、第4条につきましては、引用条文に移動があることなどに伴い、所要の規定の整備を行い、第6条については、措置を講ずるよう努めるものから措置を講ずるものとしてより強化したものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

次に、議案第51号弥富市防災会議条例及び弥富市災害対策本部条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、弥富市防災会議条例の一部を改正する条例の新旧対照表をごらんください。

災害対策基本法の一部が改正され、条例の一部を改正するものでございまして、防災会議及び災害対策本部の役割が見直されたことに伴いまして、弥富市防災会議の所掌事務の第2条第2号を、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議することに改め、第2条第3号として、前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べることを加え、委員構成の見直しといたしまして、第3条第5号中第8号を第9号とし、第8号に、自主防災組織を構成する者または学識経験のある者を加えるものであります。

1枚はねていただきまして、弥富市災害対策本部条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございますが、災害対策基本条例の条項の整理をするものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を公布の日からとするものであります。

次に、議案第52号弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表1ページをごらんください。

内容につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、従前認められていなかった非常勤職員に係る育児休業等についての規定を整理するものであります。

第2条は育児休業することができない職員を定めておりますが、第3号を追加いたしまして、同号アからウのいずれかに該当する非常勤職員については、育児休業を取得することができるものとし、それ以外の非常勤職員は育児休業をすることができない職員とするもので

あります。

アは、非常勤職員に育児休業を認めるための資格要件を定めておりまして、（ア）から（ウ）の要件全てに該当する場合が対象となります。（ア）は引き続き在職した期間が1年以上と規定しております。（イ）は、子の1歳到達日を超えて引き続き在職することが見込まれ、当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、任期を更新しないこと及び再び採用されないことが明らかでない場合と規定しております。（ウ）は、勤務日数等に係る要件を市長が規則で定めることとしております。イ及びウは、特定の事情により再度の育児休業をしようとする場合は、改めてアに規定する要件を必要としないことを規定するものでありまして、イは第2条の2第3号の規定により、子を1歳から1歳6カ月に達するまで養育するため育児休業をしようとする場合で、非常勤職員がこの1歳到達日に育児休業をしている場合が該当いたします。

2ページをお願いいたします。

ウは、任期の末日までに育児休業をしている場合で、任期の更新または引き続き採用されることに伴い、引き続き育児休業をしようとする場合が該当いたします。

新たに追加する第2条の2は、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項で、非常勤職員の育児休業の期間については、子の養育の事情に応じて、子の1歳到達日から1歳6カ月に達する日の間で、条例で定める日を期日の末日としており、本条において条例で定める日を規定するために設けるものでございます。

第1号は、第2号及び第3号に該当しない場合は、その1歳到達日を非常勤職員の育児休業の期間の末日とするものであります。

第2号は、非常勤職員の配偶者が子の1歳到達日前に育児休業をしている場合につきましては、子の1歳2カ月に達する日を、非常勤職員の育児休業の期間の末日とするものであります。

3ページをお願いいたします。

第3号は、ア、イいずれの要件にも該当する非常勤職員は、子の1歳6カ月に達する日を育児休業の期間の末日とするもので、アは、非常勤職員またはその配偶者が子の1歳到達日に育児休業をしている場合。

4ページをお願いいたします。イは、子の1歳到達日後において、育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合とするものであります。

第2条の3は、第2条の2を育児休業法第2条第1項の条例で定める日の規定を追加するため、第2条の3として1条繰り下げるものであります。

第3条は、地方公務員の育児休業等に関する法律において、育児休業の取得は原則1回に

限られておりますが、条例で定める特別の事情があれば、再度の育児休業の取得が認められており、その特別の事情を規定するもので、非常勤職員における特別の事情として第6号と第7号を追加するものであります。第6号は、第2条の2第3号の規定により、1歳から1歳6カ月に達するまでの間、再度育児休業を取得する場合を定めるものであります。

第7号は、任期の末日までを育児休業をしている非常勤職員で、任期の更新または引き続き採用されることに伴い、引き続き育児休業をしようとする場合を定めるものであります。

5ページをお願いいたします。

第9条は、引用条文の移動に伴い規定の整理を行うものであります。

第19条は、部分休業することができない職員について定めておりますが、本条を号立ての構成とする改正に伴い、本文に規定されておりました職員を第1号に規定し、新たに第2号としまして、ア、イのいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員は部分休業することができない、すなわちア、イのいずれにも該当する非常勤職員は部分休業をすることができるものとするものであります。アは在職する期間を1年以上と定め、イは勤務日数及び勤務時間の要件を規則で定めるものとしております。

第20条は、部分休業の承認において定めておりますが、第1項は非常勤職員について部分休業することができることとしたことに伴い、規定を整理するものであります。

6ページをお願いいたします。

第2項は用語の改正、第3項は、非常勤職員の部分休業は、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内とするものであります。

第21条は、部分休業をしている職員の給与の取り扱いについて定めるもので、非常勤職員についての規定を追加するものであります。

規則につきましては、この条例の施行日を平成25年4月1日とするものであります。

次に、議案第53号弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

2枚はねていただきまして、弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表をごらんください。

地方自治法の改正がされ、引用条文に移動があることなどに伴い、所要の規定の整備を行うとともに、この改正により、本会議の公聴会参加者及び参考人を実費弁償の対象に加えるものであります。

附則につきましては、この条例の施行日を地方自治法の一部を改正する法律、平成24年法律第72号、附則第1条ただし書きで規定する政令で定める日から施行するものであります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 次に、民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 議案第54号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について御説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

日の出小学校設置に伴い、日の出小学校区、桜小学校区に設置しております児童クラブを、それぞれ小学校の名称と同様に、「弥富市さくら児童クラブ」を「弥富市日の出児童クラブ」に、「弥富市さくら西児童クラブ」を「弥富市桜児童クラブ」に改正するものでございます。

この条例は平成25年4月1日から施行いたします。以上でございます。

議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案9件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案9件は継続議会で審議することに決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了したので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~

午前11時17分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 鈴 木 みどり

同 議員 那 須 英 二